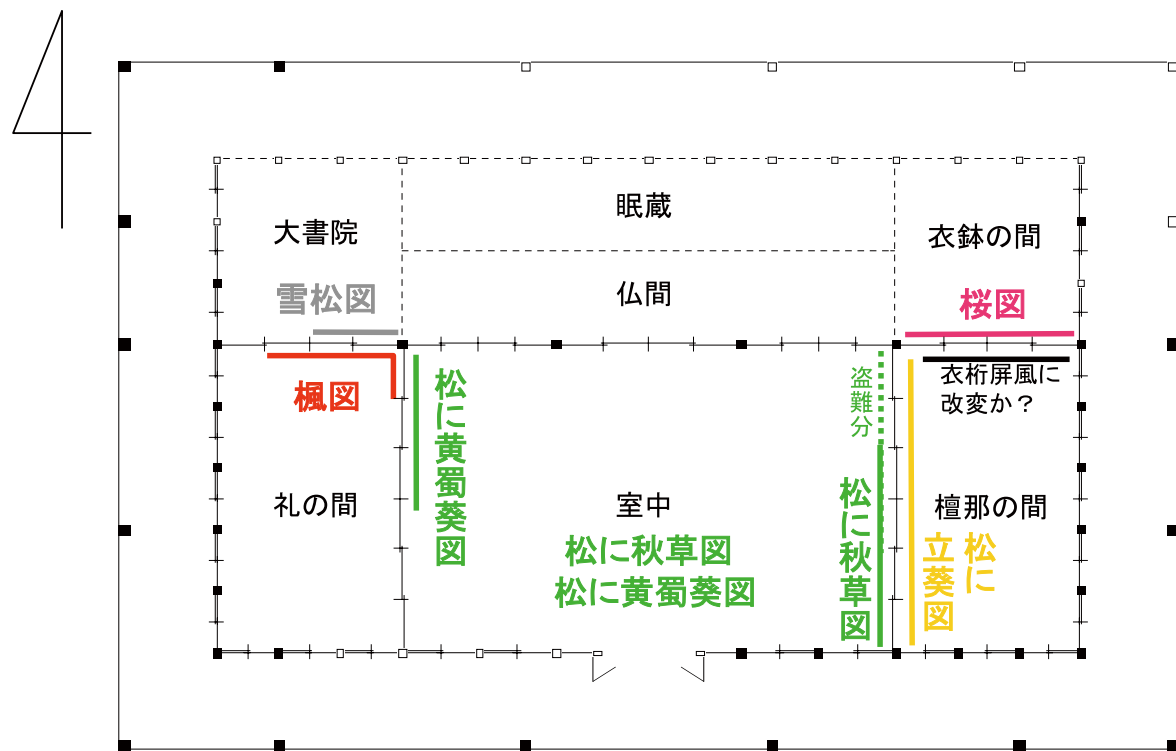


## 4 障壁画の配置を復元



祥雲寺客殿内に現存する6図を配置した図

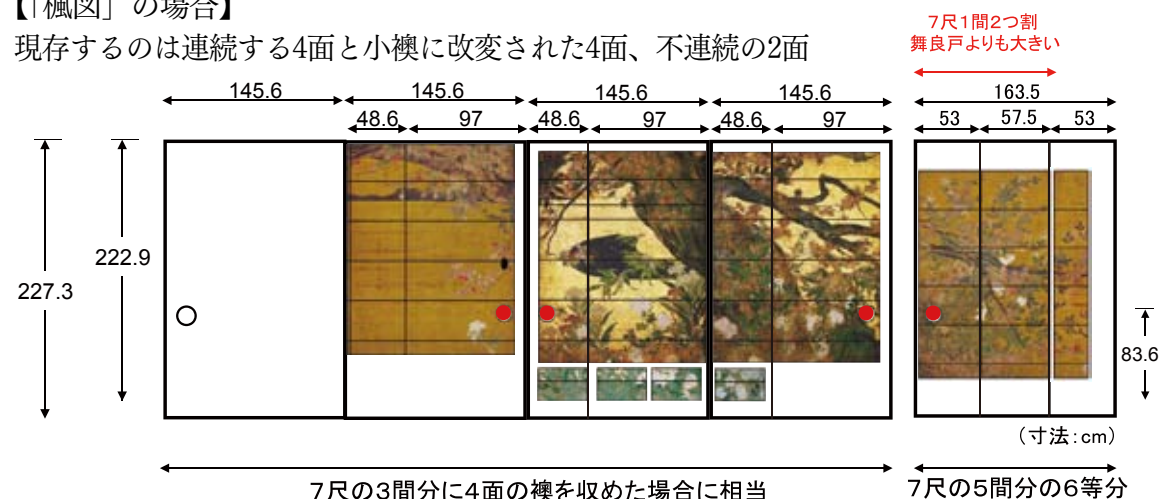
1. 「松に秋草図」は7尺の5間分に6面の襖をはめた場合に相当するので、配置場所としては檀那の間の西面、礼の間の東面、室中の東西いずれかに置かれることがわかる。
2. 「松に黄蜀葵図」も「松に秋草図」と同じ7尺5間分に6面の襖をはめた場合に相当する。両者の画題は、描かれている草花が共通し様式的にも近いことから、同じ部屋に描かれていた可能性が高い。その条件から、室中にこの2つが納められていたと考えられる。ただし現状では東西どちらに置かれていたかは判定できない。
3. 「楓図」は左寄りの3面の横寸法からは、すべての室内に納めることが可能。しかし、室中は前述の2図がすでに配置されることになっている。また、仏間は楓の図柄が適切ではないことから除外される。檀那の間と大書院に関しても、右寄り1面の寸法が横方向の3枚の料紙

割付から合致しない。この3枚の料紙割付が左右が同じサイズであったとすると53cmと57.5cmと53cmで163.5cmで「松に秋草図」などと同じ5間6つ割(約168.7cm)の寸法と合致する。以上から、「楓図」は礼の間の北面に左よりの3面が配置され、右寄りの1面が東側に配置されることになる。

4. 「松に立葵図」は、残る7尺5間6つ割が収まる場所として、檀那の間の西面となる。
5. 残る「桜図」と「雪松図」に関しては横寸法が同じで、その7尺3間4つ割の置かれる大書院、衣鉢の間のいずれも配置が可能となる。しかし、衣鉢の間は秀吉が訪れる時に使用する表向きの部屋であるということも考え、「桜図」が衣鉢の間に、「雪松図」が大書院に配置されていたと考える。

### 【「楓図」の場合】

現存するのは連続する4面と小襖に改変された4面、不連続の2面



「楓図」の料紙サイズ、引手跡を示したもの

#### 1. 引手跡の発見

現存する4面の左端の高さ75cmの部分の引手跡(青丸)は山根氏論文内で既に指摘されていたもの。新たな目視による調査で高さ約40cmの位置に4ヶ所の引手跡(赤丸)を確認。

#### 2. 紙継の確認

紙継を確認すると、左から48.4cmと90cmで138.4cm、40.4cmと97cmで137.4cm、48.6cmと89cmで137.6cmで7尺×3間の4つ割(約148.5cm)に相当すると思われる。右端の1面は53cmと57.5cmと28.7cmで139.2cmである。右端の画面のみ寸法が異なる3枚継になっていて性格が違うことがわかる。つまり、右端の1面は他の面とは横寸法や使用された場所が異なる建具であったと推測される。

#### 3. 引手跡を揃える

確認出来た引手跡の位置は、現状では高さにはずれがある。この高さをそろえることによって、左から2面目に描かれた水面と右端の画面に覗く水面との下端が一致する。また、右端と右から2面目の楓の枝も現状よりもつながりがスムーズになる。また引手の配置から考え

て、右寄り1面と2面の間に柱が置かれていた構成だったと考えられる。

#### 4. 小襖の配置

楓図には小襖に改変された4面と、他とつながらない2面も現存する。小襖は茶褐色の地面の上に草花が描かれている。描かれているモチーフから考えて画面の下部に配置されていたものと考えられる。小襖を下部に配置し、その下辺から左端の1面の最上部までの高さを合わせると約212cmとなる。現状で最も高い「松に秋草図」(前頁参照)の高さ7.5尺(227.3cm)を祥雲寺客殿の内法高とするので、小襖の下はさらに10cmほど画面が切りとられた可能性が考えられる。

※以上の結果に他の4図の引手跡や紙継を基に考え合わせた結果、以下のように復元される。(縦寸法はすべて「松に秋草図」の7.5尺(227.3cm)に合わせる。)

- 〈横寸法〉
- 「松に立葵図」7尺5間6つ割
- 「松に黄蜀葵図」7尺5間6つ割
- 「桜図」7尺3間4つ割
- 「雪松図」7尺3間4つ割(左寄り2面で復元)

